

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年3月3日)

【件名】

- 1 職員の処分について（病院局総務課） ······ 1

病院局

職 員 の 処 分 に つ い て

平成 28 年 3 月 3 日
病院局総務課

1 処分の実施

平成 28 年 2 月 26 日付けで厚生病院職員の処分を実施した。

【営利企業等の従事制限違反】

- (1) 対象職員 : 厚生病院の職員
- (2) 処分内容 : (懲戒処分) 停職 1 月
- (3) 事実関係(概要)

- ① 対象職員は、平成 25 年 9 月頃から平成 27 年 1 月までの間、許可なく倉吉市内の飲食店でアルバイトをして収入を得、そのことが別件で逮捕（平成 28 年 1 月 20 日に恐喝未遂の容疑で逮捕、その後、同年 2 月 10 日に不起訴処分）された際の警察の記者発表で発覚したもの。
- ② 対象職員は、公務員が法律でアルバイトをすることを禁止されていることを知りながら地方公務員法第 38 条に規定する営利企業等の従事制限（「報酬を得ていかなる事務にも従事してはならない」）に違反する行為を、1 年 5 か月の間、継続反復して行っていた。
- ③ 上司からアルバイトの有無を確認されたにも関わらず、虚偽の回答を行った。

2 再発防止等の取組

- (1) 営利企業等の従事制限について改めて徹底（文書通知）
- (2) 管理監督者向けに、地方公務員法遵守はじめとしたコンプライアンスについて部下の指導監督のあり方の研修会の実施
- (3) 全職員を対象とし、顧問弁護士により、兼業禁止も含めて服務全般についての研修を実施